



一般社団法人 岐阜県産業環境保全協会 会報

ぎふ 環境 保全

● 発行 ●
平成30年
7月15日

VOL.
115

【特集】

◆（一社）岐阜県産業環境保全協会 第7回定時総会

【行政ニュース】

◆『ぎふ食べきり運動』について

【労働安全衛生】

◆「会員企業を訪ねて」住友大阪セメント（株）岐阜工場

岐阜県環境生活部廃棄物対策課

岐阜県産業環境保全協会



クリーンな社会づくりをめざす
21世紀のパイオニア

株式会社フィルテック

環境計量証明事業（岐阜県濃度18号）

業務内容 廃棄物・水質・土壌・臭気の実行等を行っています

産業廃棄物

- 溶出試験
- 含有試験

水 質

- 地下水
- 河川水
- 湖沼水
- 工業用水
- 浄化槽放流水
- 工場排水、など

土 壌

- 底質
- 田、畑土、など

肥 料

- 有機肥料
- 化学肥料
- 食害栽培試験

臭 気

産業廃棄物収集運搬・最終処分業（管理型）

産業廃棄物処理業 優良産廃処理業者認定取得

（処 分 業）・燃え殻 ・汚泥 ・廃プラスチック類 ・金属くず ・動植物性残さ ・木くず
・紙くず ・繊維くず ・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず ・ゴムくず
・廃油（タールピッチ） ・13号廃棄物

（収集運搬業）・燃え殻 ・汚泥 ・廃プラスチック類 ・金属くず ・動植物性残さ ・木くず
・紙くず ・繊維くず ・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず ・ゴムくず
・廃油 ・13号廃棄物 ・廃酸 ・廃アルカリ

特別管理産業廃棄物処理業 優良産廃処理業者認定取得

（処 分 業）・特定有害廃石綿等

（収集運搬業）・特定有害廃石綿等 ・引火性廃油 ・腐食性廃酸 ・腐食性廃アルカリ
・感染性産業廃棄物 ・特定有害廃油 ・特定有害廃酸 ・特定有害廃アルカリ
・特定有害燃え殻 ・特定有害汚泥 ・特定有害ばいじん

※許可内容詳細及び優良認定取得地域についてはお問い合わせください。

建 設 業

骨 材 販 売



エコアクション21
®環境省
認証番号 0011100

排出業者の皆様へ

産業廃棄物の処理について、
お困りの点・お悩みの点など
ございましたら、何なりと、
下記までご連絡ください。

本社／〒509-0214 岐阜県可児市広見一丁目47番地

TEL. (0574) 62-2121 (代) FAX. (0574) 62-6661

E-mail: ft@filltech-jp.com

特集	(一社)岐阜県産業環境保全協会 第7回定時総会 ……	2
あいさつ	就任ごあいさつ 岐阜県環境生活部長 石原佳洋 ……	7

行政ニュース	「『ぎふ食べきり運動』について」 岐阜県環境生活部廃棄物対策課 ……	8
--------	---------------------------------------	---

地域だより～岐阜県・現地機関ニュース～	「清流長良川と世界遺産」 岐阜県中濃県事務所環境課 ……	11
---------------------	---------------------------------	----

シリーズ	わがまちの環境保全と対策 「『市民第一主義』の市政実現により 羽島市の未来を ともに創る」 羽島市長 松井 聡 ……	14
------	---	----

労働安全衛生	シリーズ 「会員企業を訪ねて～住友大阪セメント(株)岐阜工場～」 (一社)岐阜県産業環境保全協会 ……	15
--------	---	----

協会だより	〈(一社)岐阜県産業環境保全協会〉 理事会の開催 ……	21
	委員会等の開催 ……	22
	〈(公社)全国産業資源循環連合会〉 第8回定時総会の開催 ……	22
	連合会会長表彰 ……	23
	〈中部地域協議会〉 中部四県「産業廃棄物不法処理防止連絡協議会」合同会議 ……	23
	専務理事会議 ……	23
	〈新規加入会員の紹介〉 ……	24
	〈優良産業廃棄物処理業者認定会員の紹介〉 ……	24
	〈会員数の状況〉 ……	24
	〈青年部会の動向～未来人～〉 ……	25

お知らせ	電子マニフェストシステムの加入申込み方法と加入実績 ……	27
	電子マニフェスト操作体験セミナー[岐阜会場] ……	28
	産業廃棄物管理票(マニフェスト)等の購入について ……	28
	産業廃棄物管理票(マニフェスト)購入申込書 ……	29
	保全協 News について ……	30
	事務局からのお願い ……	31
	夏季休業(8月13日(月)、14日(火)、15日(水))について ……	31
編集後記	K.H ……	32

表紙写真	「花菖蒲の園」(大垣市)…………… フォト飛水 種田昌史
------	------------------------------

第7回定時総会を開催

第7回定時総会が、平成30年6月22日(金)に岐阜市内の「岐阜都ホテル」において、来賓のご臨席をいただき盛人に開催されました。

総会に先立ち、知事表彰の伝達式が行われました。続いて総会が開催され、最初に優良事業所、優良従事者及び創意工夫功勞の表彰を行い、議事では、平成29年度事業報告、決算報告及び公益的支出計画実施報告議案が慎重に審議され承認されたほか、役員の選任案が審議され、原案どおり可決されました。

理事長あいさつ

本日、ここに一般社団法人 岐阜県産業環境保全協会の第7回定時総会を開催するに当たり、一言ご挨拶を申し上げます。



理事長挨拶

本日は、公私ともにご多用の中をご臨席賜りました 参議院議員 渡辺猛之様代理の勝山博史様、岐阜県知事代理、岐阜県環境生活部次長の北川幹根様、岐阜県議会副議長の野島征夫様をはじめ、ご来賓をお迎えして、定時総会を開催することができましたことに、心より厚く御礼申し上げます。

また、会員の皆様方には、お仕事のお忙しい中、多数ご出席をいただき、誠にありがとうございます。

まず、はじめに、私・粥川が、去る6月15日に東京・明治記念館で開催された公益社団

法人 全国産業資源循環連合会第8回定時総会におきまして、連合会の理事・副会長に選任されましたことをご報告申し上げます。静岡・愛知・三重・岐阜の四県産業廃棄物協会からなる中部地域協議会からご推薦をいただきました。他の役員と協力して、全国の協会及びその会員の切実なご要望を連合会の事業に最大限反映させるよう努めてまいりたいと考えておりますので、今後とも会員の皆様のご支援のほど、よろしくお願い申し上げます。

さて、平成29年度は景況の改善が続き、平成30年3月期決算でも、堅調な世界経済や円安を背景に、多くの企業が過去最高の純利益を更新していますが、賃金は伸び悩み、個人消費は低調なままで、平成30年1～3月期のGDPが2年3カ月ぶりにマイナスとなるなど、景気の好循環が生まれるまでには至っていません。ここにきて、為替動向や貿易摩擦などを警戒する企業の慎重な姿勢が目立つようになりました。

産業廃棄物業界も、連合会の調査を見ますと、景況判断が、やっと、消費税引上げに伴う駆け込み需要があった平成26年1～3月期とほぼ同水準まで回復する一方、「従業員の不足」が経営上の問題点の1位となり、深刻な人手不足が続くという相変わらず厳しい状況にあ

ります。

そうした中で、

- ① 昨年6月には廃棄物処理制度の5年ごとの点検・見直しに基づく改正法が成立し、その後、関係政省令等も逐次改正・通知されました。また、平成28年1月に発覚した食品廃棄物不正転売事案を受けた再発防止策も講じられたところです。当協会は、これら産業廃棄物の適正処理の確保のために重要な情報について、資料配布、協会ホームページ、研修会等により、会員への迅速、確実な提供に努めました。
- ② また、行政に対する業界・会員の要望の実現をめざした活動として、昨年10月、岐阜県・岐阜市と協会との懇談会を初めて開催しました。排出事業者に対する指導の強化、県・市が発注する公共工事への優良産業廃処理業者優遇措置の導入などを要望するとともに、産業廃棄物不適正処理対策や災害廃棄物処理に関する協力について有意義な意見交換を行うことができました。平成30年度も、行政手続における優良な産業廃処理業者の負担軽減など、会員の要望ができるだけ多くかなえられるよう、懇談会を開催します。会員の皆様には、是非、日頃抱いておられるご意見・ご要望を協会にお寄せくださるようお願いいたします。
- ③ また、人手不足が深刻化する中、会社や業界の発展のために人材の確保がますます重要になっていますが、安全で衛生的な職場であることはその絶対条件です。当協会と連合会では、平成29年度から3年間の労働災害防止計画を策定し、産業廃棄物処理業における労働災害撲滅への取り組みを開始しました。当協会の計画は、平成31年度死亡者数をゼロにするなどの目標と、年度ご

との活動目標(9項目)、活動目標を達成するための取り組みからなります。協会ホームページ・協会報を通じた情報提供や研修会の充実といった取り組みの結果、平成29年度活動目標を概ね達成することができましたので、今年2月に、その達成状況を踏まえて、平成30年度計画を策定したところです。

安全衛生に関する会員の支援は、平成30年度も積極的に進めていきます。もとより労働災害の撲滅のためは、各会員において、一つでも多く、実際に災害防止につながる活動に取り組んでいただくことが重要です。会員の皆様には、是非、協会の研修会に積極的にご参加いただくなど、協会と一緒に、自らの安全衛生の水準向上に努めてくださるようお願いいたします。

- ④ つい先日の、6月18日午前、大阪府北部を震源とするマグニチュード6.1の直下型地震があり、高槻市などで震度6弱の揺れを観測しました。大阪府で5の方が亡くなり、負傷者は兵庫、京都、奈良、三重、滋賀も含め330人に上り、大阪では最大約1,500人が避難しました。終日交通網がまひし、大阪府内の約11万戸で都市ガスの供給が停止され、完全復旧に1週間以上かかるということですし、関西の約17万戸で一時停電、断水や漏水も相次ぐなど、インフラに影響が出ました。

今回、大規模な火災や高速道路の倒壊はなく、阪神大震災の教訓を生かしたインフラ整備と防災体制の構築が効果を上げた可能性があります。近年、地震や大雨による大規模災害は、毎年のように発生しています。昨年7月に発生した九州北部豪雨災害では、九州地区を中心とする産業廃棄物協会が災害廃棄物処理支援を行いました。

当協会は、大規模災害時における災害廃棄物処理への協力・支援について、平成20年に岐阜県との協定を締結していますが、平成30年度は、一步前に出て、実際に必要なときに、協会に対する市町村の支援要請が確実・円滑になされるよう、市町村との協定締結を目指した取組みを開始します。

- ⑤ 加えて、当協会は、平成元年(1989年)4月11日に設立されましたので、来年、30周年を迎えます。来年の4月30日には天皇陛下ご退位、翌5月1日には皇太子さま即位、改元が予定されています。平成の30年はそのまま当協会の流れです。来年度は、協会の来し方行く末を思い、協会の果たしている重要な役割について県民に発信する記念事業を予定しています。平成30年度はその準備を進めます。

昨年度から本年度への協会事業の大きな流れを、以上のように考えておりますので、会員の皆様には、是非、ご支援と協会事業への積極的なご参加をよろしくお願い申し上げます。

本日は、平成29年度の事業報告及び決算の審議をお願いすることとしております。慎重審議のうえ、適切なご決定を賜りますようお願い申し上げます。

総会に引き続き、懇親会を用意しております。是非、ご参加いただき、会員相互の情報交換の場としていただければ幸いです。

最後になりましたが、会員の皆様並びに協会のますますの隆盛と末永い発展をお祈りいたしまして、私の挨拶といたします。本日は、よろしくお願いいたします。

優良事業所・優良従事者の表彰

総会では、理事長挨拶に続いて、平成30年度理事長表彰[優良事業所・優良従事者・創意工夫功労]の表彰式が行われ、受賞事業所及び被表彰者に、弼川理事長から表彰状と記念品が手渡されました。

受賞をされました事業所、従事者及び創意工夫功労者の方は、次のとおりです。

○優良事業所

岐建株式会社
岐阜碎石株式会社
丸上運輸株式会社
伊藤建設株式会社
株式会社大菅工業

○優良従事者 (敬称略)

山下 八起	株式会社レミックマルハチ 代表取締役社長
後藤 佳政	後藤建材有限公司 代表取締役
佐竹 武	株式会社佐竹組 代表取締役
三浦 信城	有限会社三浦産業 代表取締役
井上 豊秋	揖斐川工業運輸株式会社 代表取締役
山本 広芳	丸石株式会社 RCプラント副工場長
宮部 嘉典	株式会社カンチ オペレーター
浅井 保	株式会社リサイクル大輝 プラント担当

○創意工夫功労

藤吉 基晴 株式会社カンチ
執行役員



受賞者の皆様

来賓祝辞

総会では、理事長表彰に続いて来賓の渡辺猛之参議院議員(勝山博史秘書代読)、古田肇岐阜県知事(北川幹根環境生活部次長代読)、岐阜県議会議長(野島征夫副議長代読)から祝辞をいただきました。また、岐阜市長柴橋正直様、(公社)全国産業資源循環連合会会長永井良一様、同中部地域協議会会長永井良一様からの祝電を披露しました。

議 事

祝辞後、議事に移り、丸石株式会社代表取締役社長石原幸喜氏を議長に選出し、最初に「第1号議案 平成29年度事業報告について」、「第2号議案 平成29年度決算について」



議案の審議状況

及び「第3号議案 公益目的支出計画実施報告について」が一括審議され、いずれも原案のとおり可決承認されました。

続いて、「第4号議案 役員の選任について」が審議され、こちらも全員賛成で原案のとおり可決承認されました。

○選任された理事

- ・川畑 謙一郎(正会員)
大王製紙(株)可児工場
- ・松野 守男(賛助会員)
(一社)岐阜県建設業協会
- ・山下 八起(正会員)
(株)レミックマルハチ

○選任された監事

- ・石田 謙治(正会員)
岐阜代用燃料(株)

感謝状贈呈

また、議事終了後、退任される役員で、特に功績の大きかった、前適正処理委員長 堀義博氏に対し、感謝状と記念品の贈呈を行うことが5月24日の第1回理事会で決議されていまして、粥川理事長から堀義博氏に感謝状の贈呈が行われました。

なお、総会終了後には、三重県産業廃棄物



堀義博氏へ感謝状の贈呈

協会会長木村亮一様をはじめ、静岡県、愛知県の産業廃棄物協会の役員を来賓に迎え、懇親会が開催され、会員の皆さまの交流が行われました。



懇親会に出席いただいた三重県協会会長のあいさつ



懇親会で中締めを行う青年部会員

知事表彰

平成30年度廃棄物処理関係業務功労者に対する知事表彰の伝達が、第7回定時総会の開会に先立って、北川幹根環境生活部次長から行われました。

○知事表彰受賞者

酒井良郎氏 株式会社マルエス産業
代表取締役

記念品贈呈

知事表彰を受賞された酒井良郎氏に、当協会からの記念品が粥川理事長から贈呈されました。



酒井良郎氏への知事表彰伝達

就任ごあいさつ

岐阜県環境生活部長 石 原 佳 洋

岐阜県環境生活部長の石原でございます。本紙面をお借りして一言ご挨拶を申し上げます。

一般社団法人岐阜県産業環境保全協会の皆様には、日頃から、産業廃棄物の適正処理の推進につきまして、格別のご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

廃棄物行政の推進に関しましては、県民、廃棄物処理業者、事業者及び行政がそれぞれの適切な役割分担のもとで、循環型社会の形成を目指して取り組むための基本的な方針として、平成24年3月に「第2次岐阜県廃棄物処理計画」を策定し、施策の推進を図ってまいりました。計画の策定から満5年を迎えた平成29年3月には、法改正等の動向や廃棄物処理の現状を踏まえて計画の見直しを行い、「第2次岐阜県廃棄物処理計画（改定版）」を策定いたしました。

改定後の計画では、新たに、廃棄食品の不正転売事案を踏まえた監視指導の強化、食品ロスの削減に向けた意識啓発、大規模災害時における災害廃棄物処理のための広域連携の強化、有害廃棄物（PCB・水銀）の迅速・適正な処理の促進の4つの施策を追加いたしました。

廃棄食品の不正転売事案を踏まえた監視指導の強化につきましては、食品製造業者に対する立入検査や食品衛生責任者講習会において不正流通防止対策の実施に係る要請を行い、産業廃棄物処分業者に対する立入検査は、年2回実施しております。

食品ロスの削減に向けた意識啓発につきましては、今年度から、料理の食べ残しにより廃棄される食品を削減するため、県内の飲食店や企業等の協力のもと、「ぎふ食べきり運動」を推進してまいります。この運動では、「ぎふ食べきり運動」協力店登録制度の創設、推進講演会の開催を通じ、広く県民へ食べきりを推進することで、食べ残し（食品ロス）を削減してまいります。

大規模災害時における災害廃棄物処理につきましては、県内市町村間の連携が大変重要となることから、広域処理体制の確保のための協議の場への参画、市町村間連携のための行動要領の策定により広域連携の強化を推進してまいります。

PCB廃棄物につきましては、法律により処理期限が定められており、PCB含有安定器等・汚染物につきましては、平成30年7月に処理期限が残り1000日となります。県は、県内保有事業者を対象に継続して調査を行い、保有状況を把握するとともに、処理が必要な事業者に対して適正な処理を指導しております。

会員の皆様におかれましても、資源の循環利用と廃棄物の適正処理について、今後も変わらぬご支援ご協力お願いいたします。

最後に、貴協会の益々のご発展と、会員の皆様のご健勝を祈念いたしまして、挨拶とさせていただきます。

「ぎふ食べきり運動」について

岐阜県環境生活部廃棄物対策課

岐阜県では、今年度から食品ロス対策の一環として、料理の食べ残しにより廃棄される食品(食品廃棄物)を削減するため、県内の飲食店や企業等にご協力をいただきながら「ぎふ食べきり運動」を推進します。

食べられるにも関わらず捨てられている食品ロスは、全国で年間約646万トンも発生しており、特に宴会では多くの食べ残しが発生しています。

協会員の皆様におかれましても、食品廃棄物の削減を意識し、宴会時の30・10(さんまる・いちまる)運動(※)や、各家庭での取り組みなどを実践いただきますようお願いいたします。

※ 宴会の開始後30分と終了10分前には席に座って食事を楽しむよう呼びかけ、食べ残しを減らす取り組み

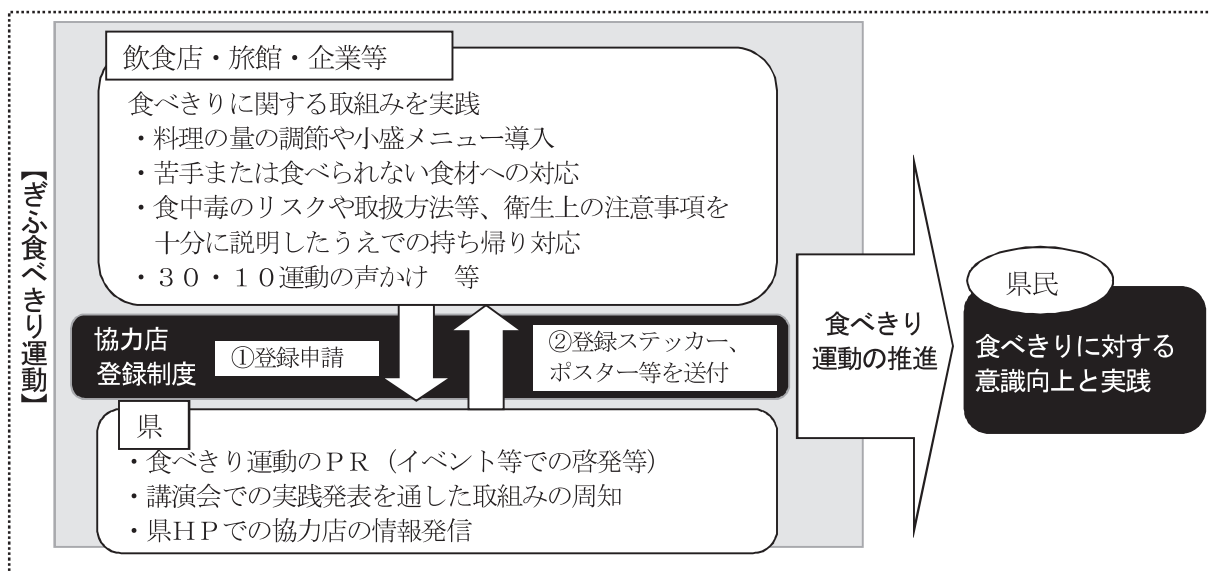
○事業概要

(1) 「ぎふ食べきり運動」協力店登録制度の創設

飲食店や企業等を協力店として登録し、県ホームページ等で紹介

(2) 「ぎふ食べきり運動」推進講演会の開催

運動を推進するため、協力店等を対象とした講演会を開催



【取り組みの例】

○30・10運動の実践

- 乾杯後30分間は席を立たず料理を楽しみましょう。
- 終了10分前は、自分の席に戻って、再度料理を楽しみましょう。

〈参考〉

「30・10運動」(環境省ホームページ)

http://www.env.go.jp/recycle/food/07_keihatu_siryu.html

○幹事からの配慮の実践

- 食べ残しをしないよう、参加される方へのアナウンスをお願いします。

〈アナウンスの例〉

○宴会開始時

『ここで、ご出席の皆さまに、「残さず食べよう30・10運動」をご案内いたします。
30・10運動とは、宴会時における食べ残しを減らす運動です。乾杯の後の30分間とお開き前の10分間は自分の席について料理を楽しみ、「もったいない」を心がけ、食べきり運動の取り組みにご協力ください。』

○宴会終了10分前

『皆さまにお知らせいたします。間もなくお開きの時間となりますので、今一度自分の席に戻り、料理をお楽しみください。』

- 参加者の構成等を踏まえ、料理の内容や量を調整してもらいましょう。
- 注文の際には適量を注文しましょう。

〈参考〉

「忘年会・新年会の食品ロス削減にご協力ください！」(農林水産省ホームページ)

http://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/syoku_loss/attach/pdf/index-39.pdf

○家庭での取り組み

- 買い物に行く前に冷蔵庫の中を確認し、必要な分だけを購入しましょう。
- 食材はできるだけ無駄なく使いきるようにしましょう。
- 調理は食べきれる量だけを作りましょう。

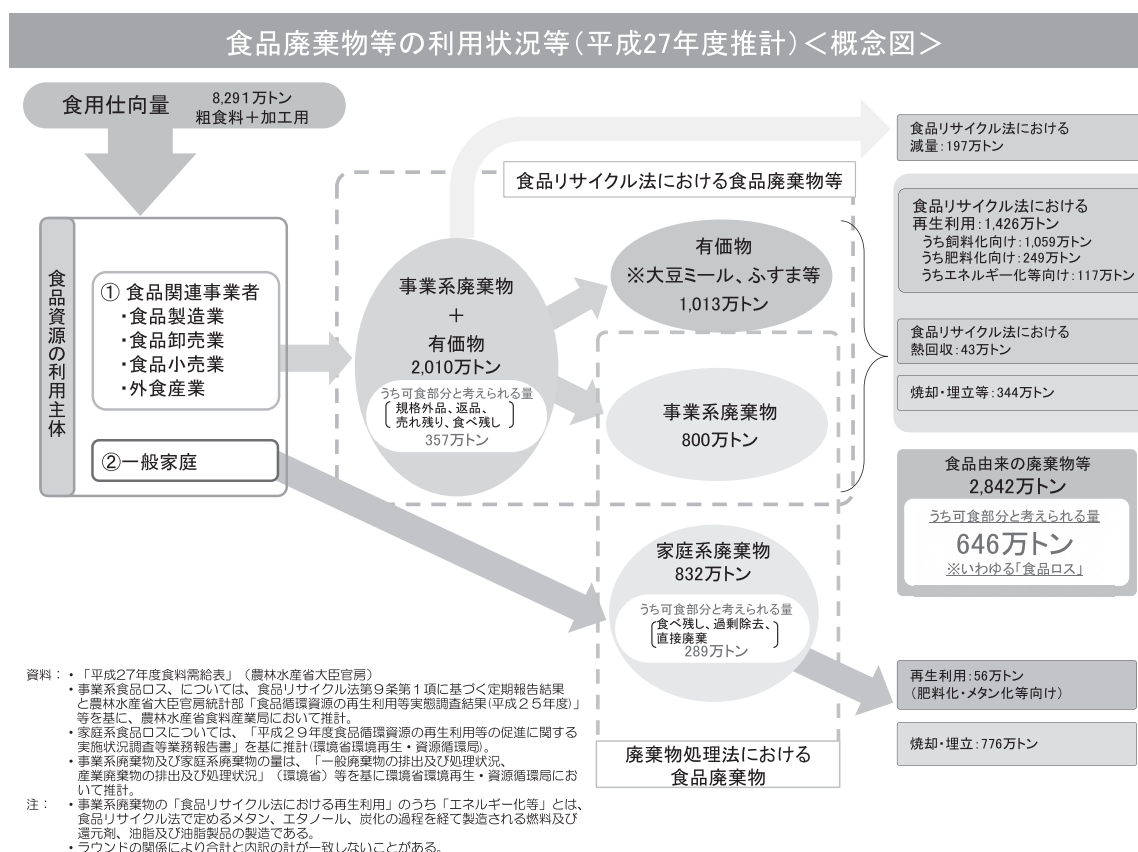
〈参考〉

「食品ロスを減らすために私たちにできること」(環境省ホームページ)

<http://www.env.go.jp/recycle/food/shiryou.pdf>

○食品ロスとは？

食品の製造や調理過程で生じる残さ、食品の流通過程や消費段階で生じる売れ残りや食べ残し、各家庭から排出される調理くずや食べ残しなどを「食品廃棄物」といいます。この食品廃棄物のうち、まだ食べられるのに廃棄されてしまう食品のことを「食品ロス」といいます。



(環境省HPより)

農林水産省及び環境省「平成27年度推計」によると、国内で1年間に発生する食品廃棄物等は2,842万トンあり、うち食品ロスは646万トンになると推計されています。この量は、国民1人1日当たりにすると約139グラムになり、おおよそ茶碗1杯のご飯の量に相当します。

○食品ロスの約半分は家庭から

食品ロス量646万トンのうち、家庭から出る量は約289万トンを占めています。H26年度推計を基にした農林水産省の調査によると、その内訳は次のとおりとなっています。

- ・野菜や果物の皮を厚くむきすぎたり、肉などの脂っこい部分を取り除いた。(54%)
- ・食事を作りすぎて食べ残った。(27%)
- ・買ったものが冷蔵庫などに入れたまま期限が切れた。(19%)

家庭から出る食品ロスを削減するためには、冷蔵庫などにある食品の在庫を適切に管理すること、食べられる部分を過剰に除去しないようにすることなどの取り組みが大切です。

清流長良川と世界遺産

岐阜県中濃県事務所 環境課

岐阜県を代表する清流といえば、長良川が思い浮かびます。

郡上市の大日ヶ岳に源を発し、濃尾平野を流れ人口41万人を擁する岐阜市を通過し、伊勢湾に注ぐ木曽川水系の一級河川です。

中濃県事務所管内には、この長良川に関係する世界遺産が3つあります。

先人が払ってきた清流を守る努力に思いをはせながら3つの世界遺産を登録又は認定を受けた年代順に紹介しようと思います。

平成26年11月27日登録

口伝による伝統及び表現、芸能（民族音楽など）、社会的慣習・儀礼及び祭礼行事、自然及び万物に関する知識及び慣習、伝統工芸技術などの無形文化遺産を対象としたユネスコ無形文化遺産（登録機関：国際連合教育科学文化機関（UNESCO））に「和紙 日本の手漉き和紙技術」として、「石州半紙」、「細川紙」とともに「本美濃紙（ほんみのし）」が、認定・登録されました。

本美濃紙は、ユネスコ無形文化遺産に登録される45年前に、工芸技術である手漉和紙のひとつとして国の重要無形文化財に指定されています。



本美濃紙とは、美濃和紙の中でも長良川の支流板取川の良質な水を使用して、最高級の「那須こうぞ」のみを原料として、伝統的な製法、用具を用いて製造され、品質及び製造技術が連綿と受け継がれている紙のみに与えられた名称です。

この技術は、現在本美濃紙保存会会員（5名）により美濃市牧谷地区において引き継がれています。

美濃和紙は、約1300年前の奈良時代の大宝律令によって編纂された戸籍の用紙として使

用され、現在も正倉院に保管されています。

江戸時代になると、高級障子紙の評価をゆるぎないものとして、「美濃判」として障子紙の規格となり、現在の日本工業規格である「JIS B列」の元となりました。

紙すき体験を美濃和紙の里会館で体験することが、また、旧今井家住宅・美濃市資料館、美濃和紙あかりアート館で、生活の中の美濃和紙に触れることができます。

平成27年10月13日登録

建設から100年以上を経過し、地域農業の革新的な発展に関与した歴史的なかんがい施設を対

象とした世界かんがい施設遺産(登録機関：国際かんがい排水委員会(ICI D))に、「曾代用水」が登録されました。

曾代用水は、美濃市曾代地区の長良川左岸から取水し、関、美濃両市の農地約1000haを潤す、幹線延長約17キロメートルの農業用水路です。

江戸時代初期までの関市一帯は、水の便が悪くたびたび干ばつに悩まされてきましたが、幕藩体制で分断された統治により大規模な灌漑施設がありませんでした。このため、3人の地域の豪農、篤志家を中心に地域農民相互で灌漑水路の建設事業に着手することとなりました。

硬い岩盤を手作業で掘削する難工事のため水路の完成までには、約10年の月日を費やし1669年に用水が完成し、かつての荒れ地は美田へと姿を変えました。

現在においても、補修工事の努力が続けられています。



平成27年12月15日認定

世代を超えて継承されてきた独自性のある伝統的な農林水産業及びそれに密接に関わって育まれた地域、文化及び農業生物多様性が一体となった世界的に重要な農林水産業システムを対象とした世界農業遺産(認定機関：国際連合食糧農業機関(F A O))に、「清流長良川の鮎」が認定されました。

長良川は、流域に約86万人の人口を抱え、幾つかの都市部を流れる川でありながら、流域の人々の暮らしと企業活動の中で清流が保たれ、その中で鮎が育っています。

清流と鮎は地域の経済や歴史、食・文化と深く結びついています。こうした人の生活、水環境、漁業資源が密接に関わる里川の全体システムを「長良川システム」としてとらえています。

○それぞれの世界遺産に関連する施設の紹介

本美濃紙

美濃和紙の里会館

所在地 美濃市蔵生1851-3

紙すき体験の他、紙をテーマとした常設展があります。

旧今井家住宅・美濃資料館

所在地 美濃市泉町1883

江戸の豪商、和紙問屋を利用して様々な郷土資料の展示を行っています。



美濃和紙あかりアート館

所在地 美濃市本住町1901-3

秋の夜の風物詩「美濃和紙あかりアート展」を館内に再現しています。

曾代用水

井神社

所在地 関市下有知6324-2

曾代用水を開削した3先人を主祭神として祀り、その功績をたたえています。

清流長良川の鮎

ぜひ、長良川各所に設けられる築で、鮎の伝統漁法の一つである築漁と 長良川の鮎をお楽しみください。

長良川あゆパーク

所在地 郡上市白鳥町長滝字下川原420-10

平成30年6月1日にオープン。

アユの友釣りなどの漁業体験やとらえた鮎などをご賞味いただけます。



最後に

人々の生活の中で、親しまれ活用されている清流「長良川」を守っていくためには、地域住民、産業界そして行政の密接な協力と努力が必要となります。

美しい清流「長良川」を次世代に伝えていくためにも、産業環境保全協会の皆様の一層のお力添えをお願いします。

参照

岐阜県ホームページ <http://www.pref.gifu.jp/kensei/ken-gaiyo/gifuisan.html>

美濃市ホームページ <http://www.city.mino.gifu.jp/honminoshii/meeting/index.html>

わがまちの環境保全と対策



「市民第一主義」の市政実現により
羽島市の未来をともに創る

羽島市長 松 井 聡

一般社団法人岐阜県産業環境保全協会並びに会員の皆様におかれましては、日頃より産業廃棄物の適正な処理と生活環境の保全に格別のご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

羽島市は、岐阜県南部に位置し、東西を木曽、長良の二大河川に挟まれています。市域全域は平坦で、中央に新幹線駅と高速道路のインターチェンジが近接。名古屋の中心部までおよそ10分という交通の便に優れた地であります。近年は、その利便性からインターチェンジ周辺で大型商業施設等の企業集積、新幹線駅周辺で飲食店の出店が進み活況がもたらされています。

人口減少・少子高齢化の進展による社会構造の変化への対応が迫られる中で、地方行政には、情報を正確にお伝えし、バランスのとれた行政運営を推進することが求められています。

本市では、市民とともに「学び・考え・実践する羽島市政」をキーワードに、「市民第一主義のまちづくり」の実現に向け、納得型行政への転換を図り、市民協働による様々な取り組みを実施しております。市政の重要課題を市民と行政が正確な情報を共有して意見交換をするタウンミーティングや、最適な事業の在り方を公開の場で議論する事業仕分を実施。多くの皆さんに参加していただき、ご意見を承る中で、「羽島市の未来を創る」を目指し、市民と行政が一体となり取り組んでいます。

廃棄物行政につきましては、平成28年3月に「羽島市一般廃棄物(ごみ・生活排水)処理基本計画」を策定し、基本理念の「5R運動推進で資源循環型の環境にやさしいまち」のもと、廃棄物の発生抑制、資源化、適正処理に努めています。

ごみ対策につきましては、社会の構造や状況、経済などの問題や、個人の生活や生き方に及ぶ問題などが複合的に存在し、単にごみだけに対応すればよいものではありません。市民、事業者、行政が様々な問題、事象に対し、正確な情報を共有し、協働して取り組むことで、循環型社会の形成、生活環境の保全、廃棄物の排出抑制及び適正処理の推進に努めていきます。

今後とも会員の皆様には、廃棄物の適正処理や生活環境の保全に一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、貴協会の益々のご発展と会員の皆様のご健勝、ご多幸を心よりお祈り申し上げます。

シリーズ

会員企業を訪ねて～住友大阪セメント(株)岐阜工場～

今回から5回に渡り、労働安全衛生活動に熱心に取り組んでおられる会員企業を訪問し、その活動をご紹介しますこととしました。

5月22日(火)に早川青年部会員(株)新木村と佐藤事務局長が取材しました。

今回訪問したのは、本巣市にあります住友大阪セメント(株)岐阜工場です。この工場は、1960年(昭和35年)から稼働し、普通ポルトランドセメント、高炉セメント等を年間約110万トン出荷しており、従業員は94名、関連会社の従業員が約100名常時作業しており、年6回のキルン^{*1}の定期点検時にはさらに、100名ほどの作業員が業務に従事することとなる規模の大きな工場です。

労働安全衛生活動について、片岡副工場長と廣島生産課長さんにお話を伺いました。



【片岡副工場長】

*片岡氏は、6月28日から工場長となられています。



【廣島生産課長】

◆労働安全衛生体制について

総括安全衛生管理者(工場長)の下、管理職6名と従業員の労組代表6名から成る安全衛生委員会(委員長：廣島生産課長)が設置されており、安全衛生委員長が年間活動計画を作成し委員会に諮問することとなっています。また、より現場に近い職員から成る安全衛生推進委員会があり、24時間稼働のため5班(1班：6名)で3交替体制を取っているとのこと。

安全衛生活動方針を分かりやすく周知するため、別添のようにチラシを配付しているとのことでした。工場スローガンは『ゼロ災の継続！私は絶対に怪我をしません・させません』、今年の年間安全宣言は、「私たちは指差呼称を必ず実施します。(現場・電気室のスイッチ操作、修理札の掛け、外し時)」です。

◆労働安全衛生活動について

・安全衛生パトロール体制は、次のように3つのパトロールを中心として行われています。

1) デイリーパトロール…管理職と若手職員2名が交代で毎日行う。

*1 キルンは、主にセメント製造などの窯業に使用される回転式の窯。

最高1,450℃以上の高温でセメント原料を反応(焼成)させ、セメントの中間製品であるクリンカーを製造する装置、住友大阪セメント(株)岐阜工場には、2基のロータリーキルンがある。

- 不安全状態がないか、また不安全行動をしていないか点検を行い見かけたら、問題点を指摘し対策を指示する。

特に、岐阜工場独自の「パトローラー声かけシート」(別添、参照)を作成し、「現在、行っている作業で安全上絶対にしては、いけないことは何か。」を質問する。

パトローラーのアドバイスは、より安全優先で作業ができるように具体的な指示で行っている。

- 2) 月例パトロール…主に不安全箇所の点検を行い安全衛生協力会(協力会社)を含めた5班体制で月に1回パトロールを行う。
- 3) 休転パトロール…キルンの定期点検整備時に安全衛生協力会(協力会社)と共に行う。
 - キルンの整備点検時には、外部からの従業者が、工場内で作業を行うこととなるため、「入場者安全教育資料」(A 3 版 1 頁)を外部からの作業者に渡している。

安全教育資料には、

例えば、エアーシャワーを使用する時の注意点として、過去に尻に高圧のエアーシャワーが当たり腸に空気が入って内臓破裂した事故等を踏まえ「圧力は、0.2MPa以下とすること。」

機械の洗浄を行うための有機溶剤を、作業衣に付着した油污れの洗浄に使用しようとした際、タバコから有機溶剤に引火し火傷を負った事故を踏まえ「有機溶剤は、作業衣の洗浄には使用しない。」

といった具体的な解説がされており、「安全体験ルーム」と合わせて安全教育をされていました。

- デイリーパトロール、声かけシートの報告書は、バインダーに綴じられ安全対策に役立っているとのこと。

◆研修体制について

- 全従業員に対する研修

経験年数2年以下の職員に対しては、上記の入場者教育を行うとともに、月1回は、緑十字安全集会(全従業員と協力会社から成る)の開催、その他に警察署・消防署・市役所から講師を招いて交通安全、AEDの使い方、禁煙等について講習を受けている。

最近話題になっている「あおり運転等」については、月に1回行われる「安全輸送会議」で、交通安全マナー、あおり運転対策としてのドライブレコーダー設置についての依頼等を行っている。(産業廃棄物搭載の車両、セメント搭載の車両等一日当たり500台を越える大型車両が出入りしているとのこと。)

- 特定業務従事者に対する研修

年間スケジュールを立てて行っている。生産課でいうと、フォークリフト、玉掛け、高圧

ガス等について外部研修を受けさせているとのこと。

- 職長・管理職に対する研修

住友大阪セメント(株)が会社で行っている年2回、2日間の職長・班長向けの研修では、本社が主催して全国5工場が当番制で開催場所研修を受け持ち行っています。

また、セメント協会の研修もあるとのこと。

◆現場での労働安全衛生活動

- 朝礼は、各職長・所長・監督が中心となって、毎朝必ず行っており生産課長等管理職も各現場の朝礼に立ち会う体制となっています。

特に、必要があれば、生産課長から各担当に文書で指示することもあるとのこと。

- これから夏にかけての熱中症対策について伺いました。

野外での作業が多いため、クールジェットの設置、氷嚢をクーラーボックスに入れて作業現場に置く、30分に一回は休憩することとする、塩分補給対策として塩飴等を配付、体調チェックシートを作業員に書いて提出してもらう等の対策をされています。

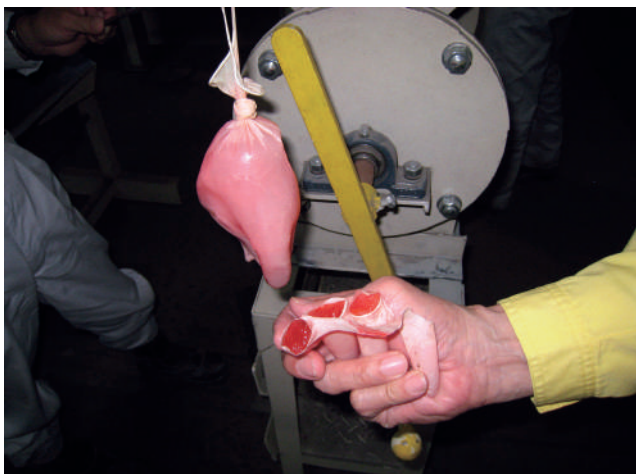
体調チェックシートについては、なかなか正直に提出しづらいのではないかと伺ったところ、チェックシートを提出する機会を設けることが大事であり、場合によっては、補助者に指示したり、作業からはずれてもらうこともできる。そうしたことは、あまりないが、体調を申し出る機会を提供することによって安全管理につながっていくという説明がありました。

◆安全体感ルームの見学

最後に、構内にある「安全体感ルーム」を案内していただきました。

労働災害の怖さを実感することができるよう、挟まれ、巻き込まれ、落下等さまざまな危険について体験できるよう装置、パネルが配置してあります。

ご覧のようにゴム手袋(水を入れ凍らせている)が、簡単に切断され、これが人の手だと思いと恐怖を感じた次第です。



【ゴム手袋に水を入れて凍らせたものを右上手の回転ローラーに入れた結果です。見事に？切断され恐怖で凍りつきました。】

その他、段差のある階段の上り下りで足下の危険を体験する装置、巻き込まれの体験用ベルトコンベアー(セメント製造工場のためか、コンベアーがベルト式・スクリー式等各種あって体験できるようになっています。)、事故例のパネル等があり経験の浅い入場者を始め、有意義な体験ルームであると実感できました。



【段差を設けてある階段を上っています。手すりを使い、三点支持を行いながら登るのが基本、これは悪い見本です。】

【ご覧のように、岐阜工場で発生した巻き込まれ事故がパネルで展示されています。BCとは、ベルトコンベアーの略語です。】

岐阜工場でのBC巻き込まれ災害

2011年7月9日 原料マルチ引出総合BC 右上肢圧座創 休業29日
BCより異音発生のため浸透潤滑剤塗布したが音が収まらずハンマリングで点検を実施。自動調芯キャリアローラーをハンマリングした際にハンマーごと右腕を巻き込まれた

2013年10月20日 石灰石受入NO3BCテール部 右手親指創傷 不休
BCドラムに付着した泥を除去しようと運転中のBCにハンマリングを行ったところ、反動で隣接するキャリアローラーとベルトの間にハンマーと右手を巻き込まれた

運転中の機器には手を出さない！！

作業する時は必ず機器を停止する事

● 最後に、廣島生産課長さんから岐阜工場の安全衛生活動についてコメントをいただきましたので紹介します。

安全に厳しい工場として災害ゼロを目指し、特に重篤な災害を絶対に起こさせないように活動しています。

自分も仲間も外部入場者の方々も怪我をしてもさせてもいけません。今年から1年間を通して必ず実施することを宣言するという取り組みを始め、昨年の反省から『私たちは指差呼称を必ず実施します。』とし定着化に向けて進めています。現場の作業でリスクのない作業はありません。これからも種々の安全衛生活動を通して工場で働く全従業員と設備の安全レベルを向上すべく熱意を持って粘り強く実施していきます。

ご安全に

2018年労働安全衛生活動方針

2018年1月1日
安全衛生委員会

工場スローガン

『ゼロ災の継続！ 私は絶対に怪我をしません・させません』

1. 長期重点基本方針

(1) 安全について

- ①従業員の人間性を尊重し「安全第一」を基本理念とし「安全に厳しい風土造り」を推進する
- ②安全衛生水準の向上と、継続的な活動と改善を推進し、生産効率の向上を図る

(2) 衛生について

- ①「健康保持増進」を基本に快適な作業環境の形成を促進する
- ②心と体の健康づくりを推進する為、職場の環境改善を図る

2. 重点実施項目

『岐阜工場の年間安全宣言』

私たちは指差呼称を必ず実施します。(現場・電気室のスイッチ操作、修理札の掛け、外し時)

実施項目	活動内容	備考
(1)安全衛生意識の向上 ※危険要因の排除	①安全組織活動の強化・充実(重篤な災害は絶対に起こさない) ・組織としての年間宣言「これを必ず実行する」 ⇒「私たちは指差呼称を必ず実施します」 ・朝礼時 現場責任者から重篤な災害防止対策の指示 ・作業前のK Y Mの実施 ・K Y Mへの参加と具体的な指導(管理職、スタッフ、事務局) ②緑十字安全衛生集会の開催 ③各職場 行動目標宣言実施 ④作業手順書の読み合わせ、再確認の実施 ⑤毎朝の「安全放送」の継続実施	毎月総括安全衛生管理者等の訓話 危険ポイントの再確認 全工場従業員で実施
(2)安全教育の徹底 ※人材の育成	①安全体感教育の推進 ・外部入場者全員への教育 ・教育のレベルアップ[資格者充実(安全協力会等)、体感設備充実] ②班長指導方針案の実施・若手社員への教育継続 ③職長・班長再教育の実施、講習会への参加(外部・内部) ④作業手順の各課見直し継続・新規作成 ⑤リスクアセスメントの推進	セメント協会・RSTトレーナー 作業基準小委員会
(3)安全に厳しい風土造り ※組織の強化	①安全衛生委員会・推進委員会の開催 ②職場安全会議の充実 ③月例パトロール実施とフォロー会議による進捗確認 ④デイリーパトロールの実施とフォロー	
(4)模範部署への表敬	①模範社員・ちょっとした感心賞の表彰継続 ②優秀職場等への表彰継続	
(5)心と体の健康づくり 「和をもって貴しとなす」	①有所見者に対するフォロー(事後処置・健康指導等) ②場内分煙ルールの定着 ③メンタルヘルスケアの充実(ストレスチェック実施) ④緊急救命講習(A E D操作)	産業医・健康機関 企画教育部会
(6)作業環境の適正化 ※作業環境改善	①適正保護具の着用 ②美化コンクールの実施 ③職場単位の月例5 S活動実施 ④衛生パトロールとフォロー	衛生部会 2回/年 美化小委員会 衛生部会
(7)交通災害の撲滅 ※通勤路上災害の撲滅 ※場内通行車両の事故防止	①原燃・リサイクル関係搬入業者の安全確認(シートベルト・携帯電話・一旦停止) ②交通安全講和・研修会等による啓蒙 ③場内交通ルール遵守状況の確認 ④歩きスマホ 禁止の啓蒙	業務課 企画教育部会 企画教育部会 企画教育部会
(8)防火対策 ※防火管理の徹底	①火災予防自主検査及び定期検査の実施 ②防火模擬訓練の実施 ③可燃物堆積防止(掃除の徹底)	定期 1回/半年 1回/年
(9)その他 ※安全衛生関係	①移動用電動工具・電気機器検査制度運用の定着 ②安全・衛生標語募集	

住友大阪セメント株式会社岐阜工場

安全衛生パトロール「パトローラー声かけシート」

パトロール実施日	年	月	日	パトロール実施者：
*①、②内の質問項目2点全てを質問して下さい(アドバイスも必須)。 *①、②の質問は複数の作業場で各1名でも、1つ作業場で複数名に対してでも構いません。 *①、②の質問は作業責任者・安全担当者以外の人に質問を行って下さい。 ※少人数での作業の場合は、責任者・担当者でも構いません。				
① 声かけ対象者 所属： 氏名： 作業内容(場所)：				
Q 1. 現在行っている作業で安全上絶対してはいけないことは何ですか？(いけない理由も) ×「怪我をするので、転落してはいけない」(意識的に行う行動ではない) ◎「落下時の衝撃が増すので、安全帯親綱を腰下でかけない」(意識的に行う行動) ⇒ * パトローラーからの作業についてのアドバイス(具体的に指示した行動を記入) ×「足元に注意して下さい」(具体性無し) ◎「足元のホースを整理整頓して下さい」(具体的行動) ⇒				
※ 実業者への質問(KYボードの作業責任者・安全担当者以外の人) 本日の作業の4R決定事項を言って下さい				
② 声かけ対象者 所属： 氏名： 作業内容(場所)：				
Q 1. 現在行っている作業で安全上絶対してはいけないことは何ですか？(いけない理由も) ×「火傷をするので、噴き出しを浴びてはいけない」(意識的に行う行動ではない) ◎「原料が噴き出すので、点検口を正面から開けてはいけない」(意識的に行う行動) ⇒ * パトローラーからの作業についてのアドバイス(具体的に指示した行動を記入) ×「熱中症に気をつけて下さい」(具体性無し) ◎「計画的に水分・塩分補給をして下さい」(具体的行動) ⇒				
※ 実業者への質問(KYボードの作業責任者・安全担当者以外の人) 本日の作業の4R決定事項を言って下さい				

〈(一社)岐阜県産業環境保全協会〉

○理事会の開催

平成30年度第1回理事会が、平成30年5月24日(木)に「OKBふれあい会館」で開催されました。

最初に報告事項として次のことが報告されました。

(1) 会議報告

- (公社)全国産業廃棄物連合会平成29年度第3回最終処分部会運営委員会
- (公社)全国産業廃棄物連合会平成29年度臨時総会
- (公社)全国産業廃棄物連合会平成29年度全国正会員会長・理事長会議
- 平成29年度第2回岐阜県PCB処理推進連絡会
- (公社)全国産業資源循環連合会平成30年度第1回中部地域協議会専務理事会議
- 平成30年度中部四県「産業廃棄物不法処理防止連絡協議会」合同会議

(2) 委員会等報告

- 総務委員会
 - 第1回災害廃棄物処理支援部会(平成30年4月19日)の開催結果について
 - 第1回委員会(平成30年4月25日)の開催結果について
- 研修指導委員会
 - 第1回委員会(平成30年4月24日)の開催結果及び廃棄物処理法令(三段対照)通知集の発行について
- 広報編集委員会
 - 第1回委員会(平成30年4月24日)の開催結果及び協会報「ぎふ環境保全」第114号の発行について

• 適正処理委員会

第1回委員会(平成30年4月25日)の開催結果について

• 設立30周年記念事業実行委員会

第1回委員会(平成30年5月17日)の開催結果について

(3) 青年部会報告

- 第9回役員会(平成30年3月7日開催)について
- 第15回定時総会(平成30年4月11日開催)について
- 全国産業資源循環連合会青年部協議会中部ブロック第16回通常総会(平成30年5月23日開催)について

続いて、次の議案について審議が行われ、いずれも原案どおり可決承認されました。

第1号議案 平成29年度事業報告について

第2号議案 平成29年度決算について

第3号議案 公益目的支出計画実施報告について

第4号議案 委員会委員の選任について

第5号議案 新規加入会員の承認について

第6号議案 平成30年度優良会員等理事長表彰の被表彰者の選考について

次に、「役員の選任について」と「感謝状の



第1回理事会

贈呈について」協議が行われ、いずれも原案のとおり可決承認されました。

その他の事項として「岐阜県・岐阜市と協会との懇談会」について今年度も継続して実施するとの報告がされ承認されました。また、「協会事務局の夏季休業」について報告がされ、今年度は8月13日(月)、14日(火)、15日(水)とすることで承認されました。

○委員会等の開催

平成30年4月19日(木)

- 第1回災害廃棄物処理支援部会(総務委員会に設置する専門委員会)を開催し、災害廃棄物処理支援の取組について協議されました。「平成30年度取組方針(案)について」、「平成30年度活動スケジュール(案)について」、「会員と協会との通信手段について」原案のとおり了承されました。

平成30年4月24日(火)

- 第1回広報編集委員会を開催し、「平成30年度事業計画について」、「青年部会報『未来人』の休刊に伴い協会報に青年部会の活動を掲載することについて」、「協会報『ぎふ環境保全』第115号の編集方針について」及び「協会要覧(平成30年度版)の編集方針について」協議し原案のとおり承認しました。
- 第1回研修指導委員会を開催し、「平成30年度事業計画について」、「平成30年度産業廃棄物関係法令等研修会の開催について」及び「平成30年度先進的処理施設等視察研修会の開催について」協議し原案のとおり承認されました。

平成30年4月25日(水)

- 第1回総務委員会を開催し、「平成30年

度事業計画について」、「平成30年度労働安全衛生研修会開催計画について」及び「平成30年度優良会員等理事長表彰の表彰候補者推薦状況について」協議し原案のとおり承認されました。

- 第1回適正処理委員会を開催し、「平成30年度事業計画について」、「巡回指導パトロールの実施について」及び「電子マニフェスト操作体験セミナーの開催について」協議し原案のとおり承認されました。

平成30年5月17日(木)

- 第1回設立30周年記念事業実行委員会を開催し、「設立30周年記念事業計画」について協議し、原案のとおり承認しました。
なお、実行委員会の委員等は次の皆さんです。

	氏 名	役 職
委員長	丹羽 武	副理事長
副委員長	高井 勝由	総務委員会委員長
副委員長	石原 幸喜	広報編集委員会委員長
委 員	木村 順一	研修指導委員会委員長
委 員	堀 義博	適正処理委員会委員長
委 員	傍島 壽一	総務委員会副委員長
委 員	山田 輝幸	研修指導委員会副委員長
委 員	濱岡 直彦	広報編集委員会副委員長
委 員	杉下 武夫	適正処理委員会副委員長
委 員	伊藤 誠紀	専務理事
オブザーバー	粥川 竜司	青年部会長

<(公社)全国産業資源循環連合会>

○第8回定時総会の開催

平成30年6月15日(金)に、「第8回定時総会」が、東京都港区内の「明治記念館」で開催されました。総会では、次の議案及び報告事項が審議され、全ての案件が、可決承認されまし

た。当協会からは、粥川理事長、澤田副理事長、丹羽副理事長、伊藤専務理事が出席しました。

第1号議案 平成29年度事業報告並びに平成29年度決算承認の件

第2号議案 任期満了に伴う役員改選の件

報告事項1 平成30年度事業計画の件

報告事項2 平成30年度収支予算の件

なお、粥川理事長は、定時総会において理事に選任され、引き続き開催された臨時理事会で連合会副会長となりました。

○(公社)全国産業資源循環連合会 会長表彰

第8回定時総会の席上において、廃棄物処理業功労者等に対する平成30年度(公社)全国産業資源循環連合会会長表彰が行われました。

当協会の会員からは、次の方々が受賞されました。

○功労者表彰

國本 吉男 様 (株)國本起業 代表取締役

○地方功労者表彰

山田 輝幸 様 (株)山田林業 代表取締役

河野 勝二 様 (有)河野組 代表取締役

○地方優良事業所表彰

揖斐川工業運輸株式会社 様

後藤建材有限会社 様

株式会社佐竹組 様

○優良従事者表彰

日比野 孝 様 (株)フィルテック

松浦 英幸 様 (株)フィルテック

〈中部地域協議会〉

○中部四県「産業廃棄物不法処理防止 連絡協議会」合同会議

平成30年5月21日(月)に、中部四県産業廃棄物不法処理防止連絡協議会合同会議が、四日市市内のプラトンホテル四日市で開催されました。会議では、環境省中部地方環境事務所廃棄物・リサイクル対策課及び各県の行政や関係機関から産業廃棄物の不法処理事例の現状と対策について説明があり、不法投棄件数、投棄量の推移、不法事案の報告や委託業者による休日・夜間の監視、カメラによる監視やヘリコプターによるスカイパトロール、ドローンによる情報などについて報告がありました。

当協会からは、粥川理事長、澤田副理事長、丹羽副理事長、堀理事・適正処理委員長、伊藤専務理事が出席しました。

(当協会以外の岐阜県関係の出席者)

- ・第四管区海上保安本部警備救難部刑事課
鷺見 幸彦 刑事企画指導官
- ・岐阜県環境生活部 廃棄物対策課
山田 和宏 課長補佐兼監視指導係長
- ・岐阜市環境事業部 廃棄物指導課
宮居 仁志 課長
中島 直哉 主任

○専務理事会議

平成30年4月13日(金)に、平成30年度第1回専務理事会議が名古屋市の愛知県産業廃棄物協会で開催され、平成29年度中部地域協議会事業報告、収支決算及び監査報告について、平成30年度中部地域協議会収支予算について等が協議されました。また、ブラザー工業(株)のブラザーミュージアムを視察しました。

新規加入会員の紹介

加入日	会 員 名 代 表 者 職 氏 名	住 所 電 話 番 号	会員区分
5 月 24 日	(株)メイホーエクステック 代表取締役 榊 原 努	〒500-8326 岐阜市吹上町 6 -21 ☎058-253-8808	賛 助 会 員

優良産業廃棄物処理業者認定会員の紹介

会 員 名	住 所	電 話	認定年月日	許可区分
誠 美 社 工 業 (株)	〒489-0071 愛知県瀬戸市暁町 3 番91	(0561) 86-8818	平成29年 1 月18日	岐阜県 ・ 特別管理産業廃棄物 収集運搬
(有)ナカタツ環境	〒501-0614 揖斐郡揖斐川町長良 213番地の 1	(0585) 22-5981	平成29年 8 月22日	岐阜県 ・ 特別管理産業廃棄物 収集運搬

会員数の状況

正 会 員	2 8 7
賛 助 会 員	6 2
特 別 会 員	2
合 計	3 5 1

(平成30年 6 月 1 日現在)

〈青年部会の動向～未来人～〉

全国産業資源循環連合会青年部協議会 第19回通常総会開催される

6月14日(木)に東京の明治記念館相生の間において全国産業資源循環連合会青年部協議会の第19回通常総会が開催されました。

岐阜県青年部からは、粥川部会長と小塚顧問の2名が出席し、平成29年度の事業報告並びに収支決算承認の件、平成30年度の事業計画(案)並びに収支予算(案)承認の件、会則改正(案)の件、任期満了に伴う役員改選(案)の件について審議が行われ、いずれの議案も承認されました。

会則については、2018年4月1日から親会の名称が、全国産業廃棄物連合会から全国産業資源循環連合会に変更されたことに伴う変更の他、発足から18年が経った現在の青年部協議会に則した内容に改正されました。

また、役員改選により、沖川学氏(香川県)が新会長に就任されました。

総会終了後には、懇親会が開催され、全国の仲間と親睦を深めました。

会 長	沖 川 学	香 川 県
副 会 長	庄 司 正 和	宮 城 県
副 会 長	江 積 栄 一	群 馬 県
副 会 長	矢 野 智 孝	福 井 県
副 会 長	海 野 智 也	静 岡 県
副 会 長	梅 崎 晃 平	兵 庫 県
副 会 長	大 前 慶 幸	広 島 県
副 会 長	大 橋 健 司	香 川 県
副 会 長	渡 邊 充 陽	福 岡 県
統括幹事	浅 井 明 利	愛 知 県
幹 事	山 岡 慎太郎	秋 田 県
幹 事	川 澄 秋 芳	山 梨 県
幹 事	毎 田 健	石 川 県
幹 事	光 友 裕 昭	三 重 県
幹 事	瀧 本 利 生	和 歌 山 県
幹 事	野々村 学	鳥 根 県
幹 事	児 玉 誠一郎	愛 媛 県
幹 事	檜 田 将 悟	佐 賀 県
監 事	千 葉 智 英	岩 手 県
監 事	蔵 元 悟	岡 山 県



全産連青年部協議会会長
あいさつ



新役員の皆さん

〈青年部会の動向～未来人～〉

○(一社)岐阜県産業環境保全協会 青年部会 第15回定時総会開催

日時：平成30年4月11日(水)18:00より

場所：ホテルリソル岐阜

総会 18:00～

出席会員者数：12名

議長：粥川会長

第1号議案 平成29年度事業報告並びに決算承認の件

第2号議案 平成30年度事業計画(案)並びに予算(案)承認の件

第3号議案 その他

上記議案に対し出席会員一同により慎重審議致しました。

懇親会 19:00～

懇親会では協会員同士が、今年度の目標など語り合い今までにない盛り上がりを見せ、会員同士の親睦をより一層深めることができました。

また、今年度は役



部会長あいさつ



来賓あいさつ

員改選がなかったため、昨年同様粥川部会長を筆頭にさらに活発に活動していき一丸となって青年部を盛り上げていこうと一致団結いたしました。

○全国産業資源循環連合会青年部 協議会中部ブロック 第16回通常総会開催結果

平成30年5月23日(水)午後6時から岐阜市内のホテルリソル美花ノ間で全国産業資源循環連合会青年部協議会中部ブロック第16回通常総会が開催されました。

愛知5名、静岡8名、三重9名、岐阜11名が参加され、海野ブロック長から光友ブロック長に引き継がれ、ブロック会員の更なる絆を深める事ができました。



通常総会の様子



光友ブロック長あいさつ

〈電子マニフェストシステム(愛称: J W N E T)の加入申込み〉

—— 事業者のマニフェスト事務の効率化のために ——

※ 改正廃棄物処理法が、平成29年6月9日に成立し、6月16日に公布されました。この改正により、多量の産業廃棄物を生ずる事業所を設置している者として環境省令で定める者(年間50 t以上の特別管理産業廃棄物を排出する事業所)が産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、電子マニフェストの登録を行わなければならないこととなります。

なお、義務化は、平成32年4月1日から施行されます。(改正廃棄物処理法第12条の5、同法附則第1条第2号、廃棄物処理法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令第1条) この機会に、電子マニフェストの導入を是非ご検討ください。

1 申込み方法

(公財)日本産業廃棄物処理振興センターホームページの Web 申込フォームから申込みしてください。

2 利用料金

(1) 排出事業者

利用区分	A料金	B料金	少量排出事業者 団体加入料金 (C料金)
基本料 (1年間)	25,920円	1,944円	不 要
使用料 (登録情報1件につき)	10.8円	(90件まで無料) 21.6円	21.6円
利用区分の日安と なる年間登録件数	2,401件以上	2,400件以下	—

排出事業者の加入単位 任意(排出事業場単位または排出事業場を管轄する本社、支店、営業所単位など)

(2) 収集運搬業者

(3) 処分業者

利用区分	(2) 収集運搬業者	(3) 処分業者		
		処分報告機能のみ ※1	処分報告機能-2次登録機能 ※2	
			A料金	B料金
基本料 (1年間)	12,960円	12,960円	25,920円	12,960円
使用料 (登録情報1件につき)	—	—	10.8円	(90件まで無料) 21.6円
利用区分の日安と なる年間登録件数	—	—	1,381件以上	1,380件以下

※1 処分終了報告、最終処分終了報告を行う機能のみの料金です。

※2 上記1の機能と併せて、中間処理後の残さを電子マニフェスト登録(2次マニフェスト登録)する機能の料金です。

収集運搬業者の加入単位

任意(業者単位で加入、1業者の複数加入も可能)

処分業者の加入単位

処分事業場単位(同一敷地内に中間処理施設及び最終処分施設がある場合、1事業場とすることも可能)

3 問い合わせ先

(公財)日本産業廃棄物

処理振興センター

ホームページアドレス

<http://www.jwnet.or.jp/jwnet/>

サポートセンター

電話: 0800-800-9023

(フリーアクセス、通話料無料)

※ I P 電話等フリーアクセスがご利用できない場合は、03-5275-7023 までおかけください。

岐阜県内の加入状況

平成30年7月1日現在

加入区分	加入者数
排出事業者	4,098
収集運搬業者	319
処分業者	169
合 計	4,586

電子マニフェスト操作体験セミナー[岐阜会場]

下記のとおり「電子マニフェスト操作体験セミナー」が開催されますので、お知らせします。

記

- ① 開催日時 第1回 平成30年8月1日(水) 午後1:30～3:30
【受付開始日 平成30年6月8日(金)から⑦により申込みできます。】
第2回 平成30年11月30日(金) 午後1:30～3:30
【受付開始日 平成30年10月31日(水)からの予定です。】
- ② 会場 ソフトピアジャパン、ドリームコア実習室2(4階)
- ③ 定員 24名(定員になり次第、申込受付は終了となります。)
- ④ 参加料 無料
- ⑤ 内容 ・排出事業者の操作 ・収集運搬者の操作
・処分業者の操作 ・共通の操作
- ⑥ 問い合わせ先 ・(公財)日本産業廃棄物処理振興センター(JWセンター)
HPアドレス <http://www.jwnet.or.jp/jwnet/>
サポートセンター TEL 0800-800-9023(フリーアクセス)
- ⑦ 申込方法 JWNETの「JWNET導入説明会」、「操作体験セミナー」から申込をお願いします。

産業廃棄物管理票(マニフェスト)等の購入について

【産業廃棄物管理票(マニフェスト)の購入方法】

○協会事務局で直接購入する場合

窓口にて購入申込書に必要な事項を記入していただき、現金と引き換えで購入してください。

○発送を希望する場合

次ページの「産業廃棄物管理票(マニフェスト)購入申込書」に必要な事項をご記入の上、FAXで送信をしてください。

申込書の記載内容を確認後、翌営業日(土日祝日を除く)に発送します。ただし、協会の行事、諸事情によりご希望に添えない場合がありますので、ご了承ください。

産業廃棄物管理票代金及び送料は発送の際に同封する「払込取扱票」により、到着日を含め10日以内にゆうちょ銀行(郵便局)へお振込みください。なお、振込手数料は無料です。

○送料について

会員は無料、非会員は購入者の負担となります。

非会員は、産業廃棄物管理票代金と共に送料をお振り込みいただきます。

詳細につきましては、事務局までお問い合わせください。

【産業廃棄物管理票(マニフェスト)の書き方等の小冊子の購入方法】

産業廃棄物管理票((公社)全国産業資源循環連合会発行)、建設系廃棄物マニフェスト(建設六団体副産物対策協議会発行)の書き方等の小冊子を希望される方は、次ページ「産業廃棄物管理票(マニフェスト)申込書」の冊子欄に数量をご記入ください。マニフェストと同送いたしますので、マニフェスト代金と併せてお支払いください。

(一社)岐阜県産業環境保全協会 御中

FAX 058-272-6764

* No, _____ ~ _____

* No, _____ ~ _____

産業廃棄物管理票（マニフェスト）購入申込書

次のとおり購入しますので申し込みます。

(単票1箱=100セット入、連続票1ケース=500セット入)

管理票（マニフェスト）の区分	種 類	単価(円)	数 量
産業廃棄物管理票【直行用】7枚綴り 公益社団法人全国産業資源循環連合会 発行	単 票	2,500	箱
	連 続 票	12,500	ケース
産業廃棄物管理票【積替用】8枚綴り 公益社団法人全国産業資源循環連合会 発行	単 票	2,500	箱
	連 続 票	12,500	ケース
建設系廃棄物マニフェスト 7枚綴り 建設六団体副産物対策協議会 発行	単 票	2,500	箱
	連 続 票	12,500	ケース

※(公社)全国産業資源循環連合会 平成30年4月1日改称 (旧(公社)全国産業廃棄物連合会)
※建設系廃棄物マニフェストは、(一社)岐阜県建設業協会においても購入できます。

次のとおり産業廃棄物管理票書き方の小冊子を申し込みます。

産業廃棄物管理票(公益社団法人全国産業資源循環連合会発行) 【直行用・積替用】の「マニフェストシステムがよくわかる本」	A4版 46ページ 1冊 320円(実費)	冊
建設系廃棄物マニフェスト(建設六団体副産物対策協議会発行)の「建設系廃棄物マニフェストのしくみ」	A4版 34ページ 1冊 170円(実費)	冊

平成 年 月 日 千 一

住 所 _____

会 社 名 _____

代表者氏名又は

取扱責任者氏名 _____

*事務局記入欄

支払	発送 払込No
方法	窓口 現金
整 理	

電 話 番 号 _____

FAX 番 号 _____

(注) *印の欄は、記入しないでください。

2018. 6

○保全協Newsについて

平成30年4月6日(第185号)、5月15日(第186号)及び6月28日(第187号)で会員の皆様にお知らせした内容は次の項目です。

(第185号)

- 1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律等の施行について
*【施行期日】①改正法の施行期日は、平成30年(2018年)4月1日としたこと。
②ただし、情報処理センターへの登録及び報告期限等に係る規定は、平成31年(2019年)4月1日とし、電子マニフェストの一部義務化等の規定は平成32年(2020年)4月1日等としたこと。
- 2 産業廃棄物管理票交付等状況報告書の様式の変更のお知らせ
*【主な内容】平成30年報告分(平成39年6月30日までに排出事業者から提出する平成29年度に交付した産業廃棄物管理票交付等状況報告書)から、報告様式がこれまで使用されてきた「岐阜県様式」から廃棄物処理法施行規則第8条の27及び規則様式第三号に定められている所定の様式に統一することとなったこと。
- 3 平成30年度全国安全週間の実施に伴う協力依頼について
*【主な内容】平成30年3月20日付けで厚生労働事務次官から(公社)全国産業廃棄物連合会長あてに「平成30年度全国安全週間実施要綱」に基づき、平成30年7月1日から7月7日までを安全週間として労働災害防止の全国活動が行われることとなった旨の通知があったこと。

(第186号)

- 1 「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」の改訂について
- 2 平成30年度「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」の実施について
- 3 行政処分の指針等について(小冊子)
*【主な内容】平成30年3月30日付け環境規発第18033028号各都道府県・各政令市産業廃棄物行政主管部(局)長あて環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長「行政処分の指針について(通知)」、平成30年3月30日付け環境規発第18033029号各都道府県・各政令市産業廃棄物行政主管部(局)長あて環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長「産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業並びに産業廃棄物処理施設の許可事務等の取扱いについて(通知)」、平成30年3月30日付け環境規発第18033022号各都道府県・各政令市産業廃棄物行政主管部(局)長あて環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長「産業廃棄物処理業者及び特別管理産業廃棄物処理業者に係る許可番号等取扱要領について(通知)」
- 4 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律等の施行について
*【主な内容】・電子マニフェストの使用の義務付け(法第12条の5第1項等)
・二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の創設(法第12条の7等)
・有害使用済機器の保管等に関する届出制度の創設(法第17条の2等)
・感染性廃棄物の対象施設に「介護医療院」を追加(施行令別表第1)
- 5 岐阜県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部改正について
*【主な内容】・第12条関係(最終処分場終了届出台帳)の条文整理。

(第187号)

- 1 平成30年度産業廃棄物処理実務者研修会ー基礎コースーの開催について

※(公社)全国産業資源循環連合会主催の講習会で継続学習制度(CPD S)に認定されています。来年2月17日(日)に開催される平成30年度産業廃棄物処理検定の対策としても役立ちます。

7月11日(水)から来年2月5日(火)まで全国11会場で開催されます。【参考：8月24日(金)滋賀県会場、10月15日(月)：重慶会場】

2 平成30年度産業廃棄物処理業従事者能力アップセミナーの開催について

※(公社)全国産業資源循環連合会主催の講習会で継続学習制度(CPD S)に認定されています。来年2月17日(日)に開催される平成30年度産業廃棄物処理検定の対策としても役立ちます。

【営業コース：愛知会場】10月30日(火)・31日(水)

【現業管理コース：愛知会場】11月13日(火)・14日(水)

場所は、両コースとも名古屋市中心企業振興会館(吹上ホール)4Fです。

3 優良産廃処理業者認定制度の事業の透明性に係る基準について

※平成30年6月8日付(環)環規発第1806081号環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長から各都道府県・政令市廃棄物主管部長あて通知です。

公表事項の更新頻度のうち「一年に一回以上」の解釈等について基準が示されました。

事務局からのお願い

※会員各位

○社名・代表者職氏名・所在地・電話番号・FAX番号に変更が生じた場合は、事務局へFAXにてご連絡ください。

○ホームページを開設された場合は、ホームページのアドレスを事務局へFAXにてご連絡ください。

○電子マニフェストに加入された場合は、電子マニフェスト加入証の写しを、事務局へ送付ください。

※正会員(処理業者)各位

○社名・代表者職氏名・所在地に変更が生じた場合は、該当する許可証の写しを事務局へ送付ください。

○岐阜県・岐阜市許可区分及び岐阜県・岐阜市許可品目の追加、削除等が生じた場合は、該当する許可証の写しを、事務局へ送付ください。

○許可を更新された場合は、該当する許可証の写しを事務局へ送付ください。お手数ですが、許可の年月日から20日以内をお願いします。

○優良認定を受けられた場合は、該当する許可証の写しを事務局へ送付ください。お手数ですが、許可の年月日から20日以内をお願いします。

夏季休業(8月13日(月)～15日(水))について

旧盆の時期には、大半の会員企業が休業とされていることから、当協会の事務局でも事務所を閉じさせていただきます。

今年は、8月13日(月)・14日(火)・15日(水)の3日間を夏季休業日とさせていただきますのでご理解、ご協力をお願いいたします。

保全協会報「ぎふ環境保全」編集委員

委員長 石 原 幸 喜

副委員長 濱 岡 直 彦

石 田 謙 治 各 務 剛 児 川 合 雅 和 小 塚 将 樹

藤 沢 茂 伏 見 典 郎

編 集 後 記

海や山の恋しい季節になりましたが、皆様いかがおすごでしょうか。

この編集後記も執筆に長年携わっておられた先輩に替わり、編集委員が交代で執筆するようになって3回目となります。石原委員長が、1月に「関ヶ原の戦い」について書かれました。丁度ある会の初詣で南宮人社、多賀人社に参拝し、その帰りに関ヶ原町歴史民俗資料館に立ち寄り、館長さんより関ヶ原の戦いの説明を受けたばかりでしたので鮮明に覚えています。

東軍徳川勢が不利な配置の中、圧倒的な大勝利となった要因は、一番に西軍の小早川秀秋ら数々の武將を事前に東軍に寝返るように調略していたこと。

また、徳川勢の調略により動かない人名が続出したことであると考えられます。これは、今の時代でもいえることで、「段取り八分仕事二分」という言葉がありますが、まさにこの時代からそうであったということが伺われます。

話は変わりますが、今の日本を象徴するような言葉があります。「築城十年、落城一日」、日本を代表するような企業の不祥事が昨今起こっています。ひとたび発覚すれば、長年の利益を帳消しにする損害が生じるどころか、時として市場から退場を強いられるにもかかわらず、不祥事が依然として繰り返されています。企業不祥事も様々ですが、トップ自身があからさまに違法行為を指示する例は、稀です。むしろトップは、ルールを守ることが当然の前提としつつも、それ以上踏み込まないことが多く。一方で、部下に業績や研究開発の成果を求めることが一番の原因だと考えられます。「ものづくり大国日本」を取り巻く社会情勢が変化し、成果第一主義になってしまったことが、このように不祥事が頻繁に起こることになった原因ではないでしょうか。

私たち編集委員を始め岐阜県産業環境保全協会の会員各位におかれましても、ルールを守り、日々こつこつと努力して、不祥事を起こさないよう協会設立30周年の節目の年を迎えていきたいと思っています。

記 K. H

平成30年7月15日発行 第115号

編集発行 一般社団法人 岐阜県産業環境保全協会

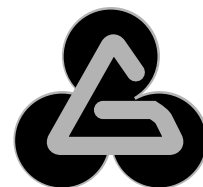
理事長 粥 川 長 司

〒500-8384 岐阜市藪田南1丁目11番12号 岐阜県水産会館1階
TEL<058>272-9293 FAX<058>272-6764

<http://www.gifu-hozen.jp>

E-mail info@gifu-hozen.jp

印刷 共和印刷株式会社



協会のシンボルマーク

マニフェスト・スマートプラス

平成30年4月1日～平成31年7月末 無料体験期間（ご意見お寄せ下さい）

提供開始のお知らせ



マニフェスト・スマートプラスなら
パソコン^{*1}を使ってこんなことが可能に！



マニフェスト 管理



行政報告 関連文書管理



委託契約 作成期限管理



許可証 期限管理

システム利用料
今なら無料！^{*2}



マニフェストの取り扱いにこんなお悩みありませんか？

「マニフェスト・スマートプラス」が解決します！

Q

産業廃棄物の取り扱いが少ないけど大丈夫？

「マニフェスト・スマートプラス」は取り扱いが少量・少頻度の方に利用しやすいサービスです。

Q

導入したくても自分達だけではダメ??

排出事業者・収集運搬業者・中間処理業者（最終処分業者）の3者が揃わなくても利用可能。どなたでもマニフェストのデータを管理できます。

Q

データにするとセキュリティ面が心配...

独自に開発したアプリケーションを利用するので、ファイルは外部から安全に保護されます。^{*3}

Q

追加費用はかからない？

運用後のバージョンアップは無料です。面倒な作業かつ追加費用はかかりません！

Q

将来は電子マニフェストを導入したいけど...

今後、EDI方式により電子マニフェスト情報処理センターJWNETに接続・登録予定です。^{*4}

お試しインストールのお申し込みはこちらから

http://www.zensanpairen.or.jp/manifest_plus/

^{*1} インターネットに接続されたパソコンが必要です。Microsoft Officeがインストールされている必要があります(現時点にて2016まで対応)。日本語入力システムに制限はありません。OSはWindowsのみ対応(バージョンは問いません)。なお、Macでは動作しません。

^{*2} 平成31年8月から利用料をお支払いいただきます。利用料は平成30年度末に公表します。

^{*3} 入力・登録されたデータはクラウドサーバ上に保存されます。

^{*4} 詳しい時期は現在のところ未定です。

自然に優しい未来を築きたい

We Love Nature & Future



H A T S U R I
K I M U R A
C O R P O R A T I O N

株式会社
はつり きむら

斫木村

■本 社

〒503-0856 岐阜県大垣市新田町5丁目22番地
TEL(0584)89-7195(代) FAX(0584)89-7978

■斫木村リサイクルセンター

〒503-0993 岐阜県大垣市荒川町東大ダラ917-1
TEL(0584)92-2823 FAX(0584)92-1004



エコアクション21
認定・登録番号 00000005

岐阜県

優良産廃処理業者

「クリーンな県土」と「産業の活力」に貢献



TAKAI

タカイ商事株式会社

産業廃棄物収集運搬業

(岐阜県、岐阜市、愛知県、三重県、滋賀県、
福井県、京都府)

許可品目

燃え殻、廃アルカリ、繊維くず、ガラスくず
コンクリートくず及び陶磁器くず、汚泥、
廃プラスチック類、動植物性残渣、廃油、
紙くず、ゴムくず、廃酸、木くず、金属くず

積替保管

(岐阜県)

許可品目

燃え殻、汚泥、廃油、廃プラスチック類、
金属くず、

特別管理産業廃棄物収集運搬業

(岐阜県、岐阜市、愛知県、三重県)

許可品目

引火性廃油、腐食性廃酸、腐食性廃アルカリ

特別管理産業廃棄物中間処理業

(焼却、中和)

許可品目

引火性廃油、腐食性廃酸、腐食性廃アルカリ

産業廃棄物中間処理業

(焼却、破碎、圧縮、切断、脱水、中和)

許可品目

汚泥、廃油、紙くず、木くず、繊維くず、
廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず
コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき
類、廃酸、廃アルカリ

電子manifestoを導入しています

産業廃棄物の処理は
タカイ商事にご相談下さい

産業廃棄物総合焼却処理工場



〒501-1183

岐阜県岐阜市則松1469番地の3

TEL (058) 239-9931

FAX (058) 239-9828

E-Mail takaisho@sweet.ocn.ne.jp

URL <http://www.takai-shoji.jp/>

企 業 理 念

“安全で安心” 循環型社会の創造は
私たちの使命です



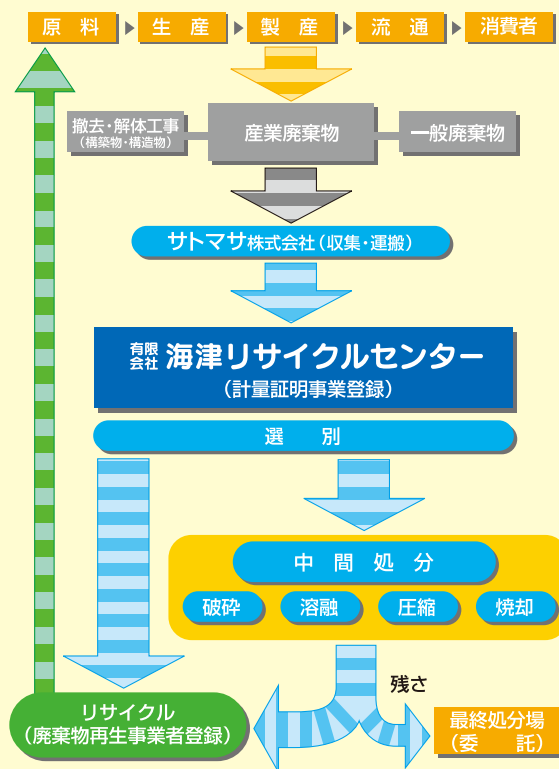
ISO14001、13ER-904
環境マネジメントシステム

有限会社 海津リサイクルセンター

「廃棄物は貴重な資源」でありその適正な処理は、生活環境および自然環境(環境アセスメント)の保全を図る上で極めて重要なこととなります。創業精神である「再資源・再利用・再使用・転用化」を目指して、一般廃棄物、産業廃棄物の収集・運搬・処理・処分のトータルシステムの確立に取り組んでおります。

環境保全と循環型社会構築を使命とする企業として、環境に関するグローバルスタンダードである『ISO14001』認証を取得いたしました。

私どもは「自らの事業活動で発生する環境負荷の低減」という課題にも、積極的に取り組んでおります。



〈加盟団体〉サトマサグループ

(一社) 愛知県産業廃棄物協会
(一社) 岐阜県産業環境保全協会
(一社) 三重県産業廃棄物協会
岐阜県清掃事業協同組合
愛知県地域環境創造協会

有限会社 海津リサイクルセンター

〒503-0643 岐阜県海津市海津町札野434
Tel.0584-53-3103 Fax.0584-53-3104

サトマサ株式会社

〒496-0045 愛知県津島市東柳原町1-26
Tel.0567-28-3103 Fax.0567-26-4843

<http://www.satomasa.co.jp> E-mail : info@satomasa.co.jp



一般社団法人 岐阜県産業環境保全協会